

【重要】 トクベ〜倶楽部会員規約改定のお知らせ

令和 7 年 1 月 10 日

日頃はトクベ〜倶楽部をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

標記につきまして、令和 7 年 4 月 1 日（火）より、トクベ〜倶楽部の会員規約を改定いたしますのでお知らせいたします。

改定箇所	変更前	変更後 ※ <i>斜体文字</i> は説明分です。
第 1 条	この規約は、株式会社徳島大正銀行（以下、「当行」といいます。）が当行に普通預金口座をお持ちの 30 歳未満の個人の方で、当行所定の条件を満たしたお客さま（以下、「会員」といいます。）にサービスを提供する「トクベ〜倶楽部」（以下、「当倶楽部」といいます。）の運営・管理に関し、必要な事項を定めるものです。	この規約は、株式会社徳島大正銀行（以下、「当行」といいます。）が当行に普通預金口座をお持ちの <u>25 歳</u> 未満の個人の方で、当行所定の条件を満たしたお客さま（以下、「会員」といいます。）にサービスを提供する「トクベ〜倶楽部」（以下、「当倶楽部」といいます）の運営・管理に関し、必要な事項を定めるものです。
第 2 条	（1）当倶楽部の会員は、当行に普通預金口座をお持ちの 30 歳未満の個人のお客さまで、当行所定の入会申込書により申込をいただいた方とします。 （2）会員には当倶楽部の会員証を発行します。 （3）以下の事由に該当した場合、当行はいつでも会員資格を取り消すことができるものとします。 ① 会員が会員規約に違反した場合 ② 当行への届出内容に虚偽があった場合 ③ その他、会員として不適当と当行が判断した場合	（1）当倶楽部へ<u>加入いただける方は、</u>当行に普通預金口座をお持ちの <u>0 歳から 20 歳までの間に</u> 入会申込書により申込をいただいた <u>個人のお客さま</u> とします。 <u>（2）会員資格は、当倶楽部へ加入いただいてから 25 歳を迎えるまで期間有効とします。</u> <u>（3）</u> 会員には当倶楽部の会員証を発行します。 <u>（4）</u> 以下の事由に該当した場合、当行はいつでも会員資格を取り消すことができるものとします。 ① 会員が会員規約に違反した場合 ② 当行への届出内容に虚偽があった場合 ③ その他、会員として不適当と当行が判断した場合

第 4 条	(1) 当行が規定する入園・入学等のライフイベント時もしくは、取引実績に応じて所定のポイントを付与します。累積したポイント数に応じて J C B ギフトカード等に引き換えできます。 (2) 当行が規定する就職、ご結婚等のライフイベント時に記念品をプレゼントします。 (3) インストアブランチで開催する抽選会や各種セミナーにご参加いただけます。また抽選によりスポーツ観戦券等をプレゼントいたします。 (4) 上記 (2) (3) の特典についてはポイント累積数にかかわらず、全ての会員を対象とします。	(1) 当行との取引実績に応じて所定のポイントを付与します。累積したポイント数に応じて J C B 商品券等に引き換えできます。 <u>(変更前 (2) 削除)</u> <u>(2) 会員を対象とした抽選会や各種セミナー</u>にご参加いただけます。また抽選により <u>イベントチケット</u>等をプレゼントいたします。 <u>(3) 上記 (2)</u> の特典についてはポイント累積数にかかわらず、<u>当行所定の条件を満たした</u>会員を対象とします。																																																										
第 5 条	(1) 新規契約・入金・お祝いポイント <table><tr><th>項目</th><th>付与時期</th><th>付与ポイント</th></tr><tr><td>入会</td><td>入会時</td><td rowspan="4">一項目につき300pt</td></tr><tr><td>口座開設</td><td>口座開設時</td></tr><tr><td>お年玉・お祝い金入金</td><td>入金時</td></tr><tr><td>入園・入学・結婚・出産・住宅取得</td><td>申し出いただいた時</td></tr></table> (2) 残高ポイント <table><tr><th>項目</th><th>ポイント</th></tr><tr><td>預金月末残高</td><td>20千円につき1pt (ただし、15,000千円以上は一律750pt)</td></tr><tr><td>住宅取得ローンの月末残高</td><td>50千円につき1pt (ただし、20,000千円以上は一律400pt)</td></tr><tr><td>消費性ローンの月末残高</td><td>10千円につき1pt (ただし、5,000千円以上は一律500pt)</td></tr><tr><td>投資信託月末残高</td><td>10千円につき2pt (ただし、5,000千円以上は一律1,000pt)</td></tr></table>	項目	付与時期	付与ポイント	入会	入会時	一項目につき300pt	口座開設	口座開設時	お年玉・お祝い金入金	入金時	入園・入学・結婚・出産・住宅取得	申し出いただいた時	項目	ポイント	預金月末残高	20千円につき1pt (ただし、15,000千円以上は一律750pt)	住宅取得ローンの月末残高	50千円につき1pt (ただし、20,000千円以上は一律400pt)	消費性ローンの月末残高	10千円につき1pt (ただし、5,000千円以上は一律500pt)	投資信託月末残高	10千円につき2pt (ただし、5,000千円以上は一律1,000pt)	(1) イベントポイント <table><tr><th colspan="2">ポイントの種類</th><th>付与時期</th><th>付与ポイント</th></tr><tr><td rowspan="5">取引イベント</td><td>入会</td><td>入会時にポイントを付与</td><td>500pt</td></tr><tr><td>初回NISA口座開設</td><td>取引実績の翌月にポイントを付与</td><td>1,000pt</td></tr><tr><td>初回積立投資信託契約</td><td>取引実績の翌月にポイントを付与</td><td>1,000pt</td></tr><tr><td>初回給与振込受取時 ※18歳以上で、3ヵ月連続で7万円以上の給与振込受取実績がある方</td><td>取引実績の翌月にポイントを付与</td><td>5,000pt</td></tr><tr><td>初回本人メールアドレス登録</td><td>取引実績の翌月にポイントを付与</td><td>300pt</td></tr><tr><td rowspan="3">ライフイベント</td><td>誕生日(17歳まで毎年)</td><td>誕生月の月初にポイントを付与</td><td>100pt</td></tr><tr><td>入学(小・中・高)</td><td>該当年4月の月初にポイントを付与</td><td>300pt</td></tr><tr><td>成人(18歳)</td><td>誕生月の月初にポイントを付与</td><td>500pt</td></tr></table> (2) 残高ポイント <table><tr><th>項目</th><th>ポイント</th></tr><tr><td>預金(普通＋定期)月末残高</td><td>100千円につき1pt (ただし、5,000千円以上は一律50pt)</td></tr><tr><td>投資信託月末残高</td><td>50千円につき1pt (ただし、3,000千円以上は一律60pt)</td></tr></table>	ポイントの種類		付与時期	付与ポイント	取引イベント	入会	入会時にポイントを付与	500pt	初回NISA口座開設	取引実績の翌月にポイントを付与	1,000pt	初回積立投資信託契約	取引実績の翌月にポイントを付与	1,000pt	初回給与振込受取時 ※18歳以上で、3ヵ月連続で7万円以上の給与振込受取実績がある方	取引実績の翌月にポイントを付与	5,000pt	初回本人メールアドレス登録	取引実績の翌月にポイントを付与	300pt	ライフイベント	誕生日(17歳まで毎年)	誕生月の月初にポイントを付与	100pt	入学(小・中・高)	該当年4月の月初にポイントを付与	300pt	成人(18歳)	誕生月の月初にポイントを付与	500pt	項目	ポイント	預金(普通＋定期)月末残高	100千円につき1pt (ただし、5,000千円以上は一律50pt)	投資信託月末残高	50千円につき1pt (ただし、3,000千円以上は一律60pt)
項目	付与時期	付与ポイント																																																										
入会	入会時	一項目につき300pt																																																										
口座開設	口座開設時																																																											
お年玉・お祝い金入金	入金時																																																											
入園・入学・結婚・出産・住宅取得	申し出いただいた時																																																											
項目	ポイント																																																											
預金月末残高	20千円につき1pt (ただし、15,000千円以上は一律750pt)																																																											
住宅取得ローンの月末残高	50千円につき1pt (ただし、20,000千円以上は一律400pt)																																																											
消費性ローンの月末残高	10千円につき1pt (ただし、5,000千円以上は一律500pt)																																																											
投資信託月末残高	10千円につき2pt (ただし、5,000千円以上は一律1,000pt)																																																											
ポイントの種類		付与時期	付与ポイント																																																									
取引イベント	入会	入会時にポイントを付与	500pt																																																									
	初回NISA口座開設	取引実績の翌月にポイントを付与	1,000pt																																																									
	初回積立投資信託契約	取引実績の翌月にポイントを付与	1,000pt																																																									
	初回給与振込受取時 ※18歳以上で、3ヵ月連続で7万円以上の給与振込受取実績がある方	取引実績の翌月にポイントを付与	5,000pt																																																									
	初回本人メールアドレス登録	取引実績の翌月にポイントを付与	300pt																																																									
ライフイベント	誕生日(17歳まで毎年)	誕生月の月初にポイントを付与	100pt																																																									
	入学(小・中・高)	該当年4月の月初にポイントを付与	300pt																																																									
	成人(18歳)	誕生月の月初にポイントを付与	500pt																																																									
項目	ポイント																																																											
預金(普通＋定期)月末残高	100千円につき1pt (ただし、5,000千円以上は一律50pt)																																																											
投資信託月末残高	50千円につき1pt (ただし、3,000千円以上は一律60pt)																																																											

	(3) 取引ポイント <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>ポイント</th><th>付与基準</th></tr> <tr> <td>給与振込</td><td>30pt</td><td rowspan="3">取引実績の翌月にポイントを付与</td></tr> <tr> <td>トモニカードの引落</td><td>10pt</td></tr> <tr> <td>公共料金の引落</td><td>10pt</td></tr> </table>	項目	ポイント	付与基準	給与振込	30pt	取引実績の翌月にポイントを付与	トモニカードの引落	10pt	公共料金の引落	10pt	(3) 取引<u>項目</u>ポイント <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>ポイント</th><th>付与基準</th></tr> <tr> <td>給与振込</td><td>5pt</td><td rowspan="2">取引実績の翌月にポイントを付与</td></tr> <tr> <td>トモニカードの引落</td><td>5pt</td></tr> </table>	項目	ポイント	付与基準	給与振込	5pt	取引実績の翌月にポイントを付与	トモニカードの引落	5pt
項目	ポイント	付与基準																		
給与振込	30pt	取引実績の翌月にポイントを付与																		
トモニカードの引落	10pt																			
公共料金の引落	10pt																			
項目	ポイント	付与基準																		
給与振込	5pt	取引実績の翌月にポイントを付与																		
トモニカードの引落	5pt																			
第 6 条	(1) 「新規契約・入金・お祝いポイント」 次の場合にポイントを付与します。 ①当倶楽部にご入会いただいた場合。 ②会員証を呈示のうえ、口座を開設していただき、所定の書面により申請いただいた場合。 ③会員証を呈示のうえ、お年玉や各種お祝い金をご入金いただき、所定の書面により申請いただいた場合。 ただし、お年玉・お祝い金を複数回ご入金いただいた場合においてもポイント付与は当行所定の回数までとさせていただきます。 ④会員証を呈示のうえ、所定の書面により当行所定のライフイベントに該当した旨を申請いただいた場合。 (2) 「残高ポイント」、「取引項目ポイント」 毎月月末時点における対象取引を当行所定の	<u>次の場合にポイントを付与します。(最大 30,000 p t まで)</u> (1) <u>「イベントポイント」</u> <u>a. 取引イベント</u> ①当倶楽部にご入会いただいた場合。<u>(入会時にポイントを付与します)</u> ②当倶楽部の会員で、<u>NISA 口座を開設していただいた場合。(初回のみ)</u> ③当倶楽部の会員で、<u>積立投資信託の契約をしていただいた場合。(初回のみ)</u> ④<u>18 歳以上の当倶楽部の会員で、3 ヶ月連続で 7 万円以上の給与振込受取実績がある場合。(初回のみ)</u> ⑤当倶楽部に本人メールアドレスを登録いただいた場合。<u>(初回のみ)</u> <u>※イベントポイント②③④⑤は、取引実績の翌月 10 日に付与します。</u> <u>b. ライフイベント</u> ①当倶楽部の会員が、<u>17 歳を迎えるまでお誕生月の 10 日に付与します。</u> ②当倶楽部の会員が、<u>小学校 (満 6 歳)・中学校 (満 12 歳)・高校 (満 15 歳) へ入学される年齢を迎える年 4 月の 10 日に付与します。</u> ③当倶楽部の会員が、<u>成人 (18 歳) を迎えるお誕生月の 10 日に付与します。</u> (2) 「残高ポイント」、「取引項目ポイント」 毎月月末時点における対象取引を当行所定の																		

	基準でポイントに換算し、翌月 10 日に付与します。	基準でポイントに換算し、翌月 10 日に付与します。 <u>(3) ポイント付与限度を 30,000 p t とし、30,000 p t を超える部分については失効するものとします。なお、ポイントが特典に交換され 30,000pt を下回った場合は、上限まで再度ポイントの付与が可能です。</u>
第 8 条	(1) 会員は付与されたポイント数の累計が 1,000 ポイント以上（インストアブランチの場合は 500 ポイント以上）になった場合、申し出により当行が提供する特典と交換することができます。	(1) 会員は付与されたポイント数の累計が 1,000pt 以上 <u>(変更前括弧書き削除)</u> になった場合、申し出により当行が提供する特典と交換することができます。
第 11 条	住所、電話番号に変更があった場合には、当行所定の書面等によりただちに届け出てください。なお、E メールアドレスに変更があった場合には、当行窓口までお申し出ください。	<u>氏名</u> 、住所、電話番号に変更があった場合には、当行所定の書面等によりただちに届け出てください。なお、E メールアドレスに変更があった場合には、 <u>ホームページからの変更手続きまたは</u> 当行窓口までお申し出ください。
第 12 条	(1) 会員が 30 歳に達した月の末日をもって当倶楽部を退会するものとします。 (2) 当倶楽部申込店における会員名義の普通預金口座が解約されたときは、当倶楽部も退会されたものとします。 (3) 当行が定める一定期間内にポイントの付与が無い場合、当倶楽部を退会されたものとします。 (4) 本条 1 項から 3 項以外の理由により当倶楽部を退会する場合は、当行営業店において退会の申請手続きを行い、会員証を返却す	(1) 会員が <u>25 歳</u> に達した月の末日をもって当倶楽部を退会するものとします。 (2) 当倶楽部申込店における会員名義の普通預金口座が解約されたときは、当倶楽部も退会されたもの <u>とみなします。</u> <u>(変更前 (3) 削除)</u> <u>(3) 上記 (1)</u> 以外の理由により当倶楽部を退会する場合は、当行営業店において退会の申請手続きを行い、会員証を返却するもの

	るものとします。 (5) 退会時、累計ポイントが残っている場合、退会時にそのポイントは失効するものとします。ただし、30歳到達に伴う退会については、退会日から1年以内に申し出を行うことにより特典と交換することができるものとします。	とします。 <u>(4)</u> 退会時、累計ポイントが残っている場合、退会時にそのポイントは失効するものとします。ただし、<u>25歳</u>到達に伴う退会については、退会日から1年以内に申し出を行うことにより特典と交換することができるものとします。
第13条	(1) 前条(1)項に関わらず、満30歳の誕生月の月末時点において、当行が規定する取引基準を満たしている会員については、会員資格を1年間延長できるものとします。会員資格延長後は、1年ごとに見直しを行い、最長35歳まで(36歳に達した月の末日まで)延長できるものとします。 (2) 本条により資格を延長した会員は通常会員と同様の特典が得られるものとします。	<u>(変更前第13条削除)</u>

以上

【お問い合わせ先】

徳島大正銀行 営業企画部

電話：088-656-1121